

# 第14回東京都廃棄物審議会

## 速 記 録

日 時：平成27年6月10日（水）9:59～11:38

場 所：東京都庁第二本庁舎 31階 特別会議室21

○小林計画課長 それでは、定刻となりましたので、ただいまから「東京都廃棄物審議会」を開会いたします。

委員の皆様方におかれましては、お忙しい中、本日は御出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

私は、本審議会の事務局を務めます東京都環境局資源循環推進部計画課長の小林でございます。不慣れではございますが、どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、委員の改選後、最初の審議会でございますので、会長が選任されるまでの間、私が進行役を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

ただいま13名の委員の方に御出席いただいております。委員総数20名の過半数に達していることを御報告させていただきます。

このことは、東京都廃棄物審議会運営要綱第6第1項に定められております。御報告させていただきます。

なお、審議会の開催に当たりまして、本来ならば委員お一人お一人に委嘱状をお渡しすべきところでございますけれども、本日は机上の配付ということで御了承をお願いいたします。

それでは、開会に当たりまして、遠藤環境局長から御挨拶を申し上げます。

○遠藤環境局長 おはようございます。環境局長の遠藤でございます。

まず、本日は大変お忙しい中、委員の皆様方には本審議会に御出席をいただきまして、まことにありがとうございます。また、第5期委員の御就任に当たっては快く承諾いただきまして、改めて御礼を申し上げます。

環境問題につきましては、COP21も控えて、さまざまなマスコミあるいは報道という形で話題になっている昨今でございますが、とりわけ資源の大量消費に伴う気候変動や森林の減少が深刻な課題になっておりまして、資源の制約と環境の制約への対応が大きな課題になっていると私どもも認識しております。

東京都におきましては、昨年12月に東京都長期ビジョンを策定いたしまして、その中で「持続可能な資源循環型都市の構築」を目標として、世界一の環境先進都市を目指すことを明らかにいたしました。

また、本年3月には「東京都『持続可能な資源利用』に向けた取組方針」を策定いたしまして「資源ロスの削減の促進」「エコマテリアルの利用の促進」「廃棄物の循環利用の更なる促進」の3つを柱として政策を掲げております。

今回これらの考え方も反映した新たな廃棄物処理計画を策定し、さらなる先駆的取り組みを東京から全国に発信することにより、持続可能な資源循環型社会を構築していきたいと考えております。

後ほど、廃棄物処理計画の改定につきまして諮問をさせていただきますが、委員の皆様方には御審議のほどをよろしくお願いいたしたいと思っております。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

○小林計画課長 続きまして、委員の皆様方の御紹介をさせていただきます。

お手元に配付いたしました資料1「東京都廃棄物審議会委員名簿」がございますので、そちらをごらんいただきたいと思います。時間の関係で、私からお名前の紹介だけとさせていただきます。

江尻委員から時計回りに紹介をさせていただきます。

江尻委員です。

金丸委員です。

蟹江委員です。

佐藤委員です。

杉山委員です。

高橋委員です。

辰巳委員です。

田中委員です。

戸部委員です。

松野委員です。

宮脇委員です。

安井委員です。

米谷委員です。

続きまして、本日出席しております東京都の幹部職員を私から御紹介させていただきます。

改めまして、遠藤環境局長でございます。

齊藤資源循環推進部長です。

山根調整担当部長です。

古澤資源循環推進専門課長です。

須賀一般廃棄物対策課長です。

池田埋立調整担当課長です。

藤井産業廃棄物対策課長です。

前川産業廃棄物技術担当課長です。

新井不法投棄対策担当課長です。

今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

続きまして、資料の確認をさせていただきます。お手元の資料をごらんください。

まず、本日の次第でございます。

次が座席表、続いて資料1、資料2、資料3、資料4が2枚ございます。それから資料5が4枚ございます。資料6、参考資料1、裏面が参考資料2、参考資料3、両面の参考資料4、裏面に参考資料5、参考資料6はちょっと字の小さいものが6枚、全部で29ページございます。

それから、それとは別に机上の配付資料ということで「東京都環境白書2014」「東京都『持続可能な資源利用』に向けた取組方針」「東京都環境基本計画2008」「東京都廃棄物処理計画2011」、これは現行のものでございます。それから「東京都廃棄物処理計画の改定について」が別途配付されてございます。

資料については全部おそろいでしょうか。

よろしいですか。

それでは、これより議事に入らせていただきます。

まず初めに、会長の選出でございますが、運営要綱第5第1項によりますと、会長は委

員が互選することとなっております。御意見を頂戴したいと思います。

お願いいたします。

○松野委員 田中勝先生が適任と思います。

○小林計画課長 皆さん、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○小林計画課長 では、御了承いただいたということで、田中委員が会長に選出されました。

田中委員は会長席にお移りいただきたいと思います。

(田中委員、会長席へ移動)

○小林計画課長 では、以下の進行は田中会長にお願いいたします。

○田中会長 会長に選出いただきました田中です。

微力ではございますけれども、当審議会の円滑な運営に努めたいと思いますので、皆様方の御協力をよろしくお願いいたします。

今までの東京都の廃棄物審議会では、いろいろな重要な答申をしてまいりました。2004年だったと思いますけれども、プラスチックごみは「焼却不適ごみ」と言っていたものを「埋立不適物」というメッセージを盛り込んだ記憶がございます。それから、従来の最終処分量の削減、あるいは廃棄物の適正処理から持続可能な資源利用を目指した総合的施策へ発展させていくことが必要であるということを経験したことを前回の審議会では答申しております。

これらの答申を受けて、東京都では、東京都の廃棄物処理計画を策定するとともに、さまざまな先進的な施策を具現化して、具体的に実行してまいりました。今やプラスチックごみは不燃ごみとして分別することを要請されることもなく、埋立処分場に行くこともなく、埋立量の削減、それから廃棄物の有効利用に貢献しております。

物質回収型のリサイクル、それから発電用に使われてエネルギー回収型のリサイクル、こういう形でリサイクルがされております。また、産業廃棄物の適正処理の促進、あるいは静脈ビジネスの発展の促進という一環で、スーパーエコタウンの整備が大変効果があったと思っております。

さて、昨今の地球環境の問題ですけれども、遠藤局長からもお話がありましたように地球温暖化、その対策のためにも再生可能なエネルギーの利用促進ということでFIT制度が導入されましたが、今やそれを全面的に見直しするという状況にあります。原発が稼働しない状況の中で、再稼働が始まるような時期にまいりました。そういう中で、電源は化石燃料に90%依存するという状況になってまいりましたが、国民の負担が非常に多くなってそれも問題になり、国民負担のことを考えないといけないということですが、そのようなときに石油の価格も暴落して、1年前は1バレル100ドルを超えていましたけれども、急激に50ドルを割るような状況になりましたが、最近ではまた60ドルを超えるような乱高下という資源の問題があります。そういう中で、廃棄物の問題を解決していくための答申が求められていると思います。

これからの対策としては、2020年に東京オリンピックが開催されるということで、情報発信するには絶好の機会かなと思います。日本のみならず、世界に対して情報を発信できます。本審議会の答申というのは、我が国全体にあるいは世界に与える影響も大きいと思います。多くの日本の自治体は「東京都は何をやっているのだ」というように見て、進む

べき方向を東京都が、審議会が示すことができればよいなと思っております。そういう意味で、皆さんぜひ活発な御意見をいただきたいと思います。

よろしく申し上げます。

それでは、早速ですけれども、議事次第に沿って進めたいと思います。

まず初めに、会長代理を指名させていただきたいと思います。運営要綱の第5第3項で「会長に事故があるとき、または会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。」となっております。

つきましては、廃棄物審議会委員を3期務めていただいております安井先生に会長代理をお願いしたいと思いますが、皆さんいかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○田中会長 ありがとうございます。

では、安井先生、よろしく申し上げます。

本日はこの審議会に対しまして、知事から諮問があります。

遠藤環境局長からお受けしたいと思います。

(諮問書手交)

○田中会長 ただいまいただきました諮問書につきまして「写し」がお手元の資料2に配付されているようですので、ごらんいただきたいと思います。

それでは、事務局からただいまの諮問の趣旨の説明をお願いしたいと思います。

○小林計画課長 それでは、要旨を説明させていただく前に、ただいま会長に手交いたしました諮問書を読み上げさせていただきます。

東京都廃棄物条例（平成4年東京都条例第140号）第24条第2項の規定に基づき、下記の事項について、東京都廃棄物審議会に諮問する。

平成27年6月10日

東京都知事 升添要一

記

東京都廃棄物処理計画の改定について

それでは、引き続き諮問の要旨について御説明をいたします。

○齊藤資源循環推進部長 それでは、諮問の趣旨について御説明させていただきます。お手数ですが、お手元の資料3の4ページをごらんいただきたいと思います。

(諮問の趣旨) ですが、現行の東京都廃棄物処理計画の計画期間が平成23(2011)年度から27(2015)年度までとなっておりますので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定に基づき、計画の改定について諮問させていただきます。

(検討いただきたい事項) の1及び2について、おおむね平成42(2030)年ごろを想定した長期的なビジョン及び平成32(2020)年度までの具体的な計画の2つの視点で御検討いただきたいと思います。

1点目が「持続可能な資源利用」のあるべき姿と施策の方向性。

2点目が、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、第5条の5第2項が定める事項。

これは、御案内のように廃棄物の発生量及び処理量の見込みや、現状その他適正な処理に関する基本事項等その他です。

(背景)に関しましては、ここに記載をいたしましたように、第一期東京都廃棄物処理計画の策定前の平成12年(2000)年度ぐらいと比較をしますと、廃棄物の最終処分量は6割減となって、関東地域の不法投棄件数も現在大きく減少しております。

しかしながら、よくよく見ると、最終処分量は下げどまり傾向にありますし、金属資源等の違法輸出等の不適正処理の問題も解決しておりません。

このため、廃棄物の3R施策・適正処理のさらなる推進が必要となっていると考えております。あわせて、近い将来の人口減少・超高齢化社会に対応した廃棄物処理システムの構築も求められていると考えております。

資源の大量消費に伴う気候変動・森林減少といった地球規模の環境問題、資源供給リスクの高まりといった問題、環境制約・資源制約はますます厳しいものとなっております。御案内のように、現在検討が進められている国連のポスト・ミレニアム開発目標では「持続可能な消費・生産」が大きなテーマとなっていると聞いております。また、EUにおいても資源効率化・循環経済に向けた新たな政策の議論が行われていると伺っております。

都においても、本年3月に「東京都『持続可能な資源利用』に向けた取組方針」を策定したところですが、これまでの廃棄物の3R施策から一步踏み出して、サプライチェーン全体を視野に入れた「持続可能な資源利用」を推進していくことが必要だと考えております。

あわせて(環境基本計画改定との関係)についてですが、東京都環境審議会が現在、並行して進められており、東京都環境基本計画の改定について審議中です。

これから議論いただく東京都廃棄物処理計画の改定に当たりましては、東京都の環境行政全体の方向性を踏まえて検討を進めていく必要があると考えております。

あと、参考までにイメージということで、5ページに「検討事項のイメージ」ということで書かせていただきました。先ほど1と2ということで触れさせていただきましたが、主にサプライチェーンの視点からということで持続可能な資源利用として、主に資源ロスの削減、エコマテリアルの利用の促進などその他もろもろあると思いますが、さらに廃棄物処理の観点から申し上げますと、適正処理、静脈ビジネス、災害廃棄物対策等の問題があるのではないかと考えております。

あわせて、どちらの検討の中でも廃棄物の循環利用という部分が重なって御議論いただければとイメージとして考えておりますが、また、この辺の検討事項のイメージをあわせて御考慮に入れていただければと考えております。

御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○田中会長 ありがとうございます。

それでは、今、諮問事項についての説明がございましたけれども、御意見、御質問があればお願いしたいと思います。

資料4と資料5は。

○小林計画課長 今、説明を。

○田中会長 引き続き。

○小林計画課長 はい。よろしいですか。

○田中会長 はい。それから議論しましょうか。

では、資料4と資料5の説明をいただきたいと思います。

○小林計画課長 承知いたしました。

それでは、お手元の資料4をお開きいただきたいと思います。

資料4では「現行計画の目標達成状況」について整理をしております。御説明申し上げます。

まず、6ページの上段に「計画目標」を記載させていただいております。現行計画では、平成27年度の最終処分量を平成19年度対比で30%削減し、125万トンとすることを目標に掲げております。内訳は、一般廃棄物で25万トン、産業廃棄物で100万トンでございます。

目標の達成状況でございますが、平成26年度のデータがまだそろってございません。平成25年度の実績で見えますと、最終処分量が111万トンとなり、平成19年度対比で37%の削減となりました。数字の上では最終処分量全体では目標を達成しているところでございます。

ただ、廃棄物の種類別に見てみますと、一般廃棄物の最終処分量が目標の25万トンに対し、平成25年で36万トンとなっており、いまだに目標値を上回っている状況でございます。

最終処分量の経年変化を6ページの中段に棒グラフでお示ししております。一般廃棄物については、平成23年度から平成25年度までの最終処分量が平成22年度に比べてふえておりますが、これは東日本大震災に起因する東北の震災廃棄物や大島の土石流災害で発生した災害廃棄物を受け入れたことも一因だと考えております。

また、一般廃棄物につきましては、震災後の電力需給の逼迫により、清掃工場での焼却灰の熔融を停止した結果、再資源化量が減少したという側面もございました。

その後、焼却灰のリサイクルや3R施策の促進によりまして、一般廃棄物の最終処分量は震災前の水準に戻りましたが、目標の達成は難しいと思われております。

産業廃棄物につきましては、平成19年度までは排出量がおおむね2,400万トンで推移してまいりましたけれども、平成20年度に減少、それ以降やや増加傾向を示しているところでございます。建設業での資源化等が進んだ結果、最終処分量の目標は達成できる見込みでございます。

続きまして、資料5「主な施策の実施状況」について御説明を申し上げます。

8ページ「(1) 3R施策の促進」でございます。まず<小型家電リサイクル>でございますが、都は小型家電リサイクル法の制定前から独自で携帯電話の回収に取り組むとともに、国の社会実験にも参画し、ノウハウを蓄積してまいりました。この結果を生かし、回収の主体である区市町村に対し、財政・技術的支援を行っているところでございます。

次に<食品廃棄物の排出抑制>でございます。事業系廃棄物の実態把握を行った上で、フードバンク普及啓発シンポジウムを行うとともに、九都県市の事業として外食事業者などと連携した「食べきりげんまんプロジェクト」により食べ残しの削減に取り組んでおります。

9ページの「(2) 適正処理の推進」でございます。まず、水銀対策として、東京都医師会とともに病院などの水銀血圧計や体温計を自主的に回収する仕組みを構築するとともに「東京都グリーン購入ガイド」において、都が水銀を廃棄する際、水銀の回収・処分を

義務づけているところです。

また、新たに蛍光ランプなどの回収を開始する区市町村に対しまして、財政支援を実施しております。

次に＜PCB廃棄物対策＞でございます。PCB特措法上、PCBの処理期限が平成39年3月まで延長されましたが、処理までは事業者において適正に保管しておいてもらう必要があるため、立入検査等により指導を強化しているところです。また、微量PCB含量廃棄物の分析費及び処理費の一部を都が独自に助成し、適正処理を促す取組も行っております。

10ページの「（3）静脈ビジネスの発展の促進」でございます。まず、優良な産業廃棄物処理業者を申請に基づき認定する第三者評価制度により、こうした事業者がビジネス上優位に立てるよう優良事業者の情報を積極的に発信してまいりました。その結果、現在認定事業者の数は254社にまで増えてございます。

また、スーパーエコタウン事業につきましては、高度な処理事業を有する事業者を公募し選定、現在9施設が稼働しておりますが、新たに4施設が稼働に向けて準備を進めております。

11ページの「（4）計画に盛り込まれていない事項」でございます。まず、災害廃棄物の広域処理支援について記載させていただいております。

東日本大震災で発生した災害廃棄物につきまして、岩手県、宮城県から約17万トン、大島の土石流災害で発生した災害廃棄物については約1万トンを受け入れております。そのほか災害がれき処理マニュアルを改訂するなどの首都直下型地震への備えのための対策、島しょ地域を対象に、海岸漂着物にかかわる地域計画を作成し、島しょ地域の町村と連携して、海岸漂着物の回収処理事業を行っているところでございます。

以上、簡単ではございますが、現行計画の目標達成状況と主な施策の実施状況について御説明をさせていただきました。

以上でございます。

○田中会長 ありがとうございます。

それでは、諮問及び資料4、資料5の御説明に対して、御質問なり御意見があればお願いしたいと思います。

まず、資料4から質問があればお願いしたいと思います。

いかがでしょうか。

廃棄物というのは一廃と産廃ですけれども。

安井委員、どうぞ。

○安井委員 諮問はこういった格好で出されたのはよくわかったのですが、資料3「諮問の趣旨」は、もうこれで確定していると考えたほうがよろしいわけですね。

○齊藤資源循環推進部長 「諮問の趣旨」ですが、背景等で先ほど御説明させていただいたような形で考えておりますが、これに限定するものではありませんので、また幅広い見地からいろいろ御議論いただければと考えております。

○安井委員 わかりました。

その点の確認をしたかったわけございまして、特に「（検討いただきたい事項）」と第2番目に書かれていますけれども、「概ね」と書いているので多分いいと思うのですが、でも、「概ね」がどこにかかるかわからないのですが、COP21の話が先ほどございました

けれども、確かにあれも2030年がゴールではあるのですが、その先の2050年あたりをちゃんと見通せているかどうかというのは非常に大きな鍵で、恐らく今世紀の環境問題はみんなそうだと思うのですよね。ですから、ここでその話をするとき、2030年がゴールでは多分いけなくて、その先を延長したときに2050年が一体どんな姿になるか、多分そういった考え方も持った上で、連続性を考えた何らかの答申を書かざるを得ないのではないかなと思って、ちょっと質問させていただきました。

○田中会長 ありがとうございます。

はい、佐藤委員。

○佐藤委員 今回の諮問の中に「サプライチェーン全体を視野に入れた」という言葉が入っているのですが、ここに何か特別な意味があるのかということをお伺いしたいと思います。サプライチェーンというのは、製造から消費までということで、ある意味で一般廃棄物と産業廃棄物が融合した概念を持っている廃棄物の考え方だと思います。ということで、これが具体的にどういう施策につながる可能性があるのかということをお伺いしたいと思います。

もう一点は、一般廃棄物と産業廃棄物についての排出量、それからその処理の現状なのですが、一般廃棄物の中には家庭系のものと事業系のものがあると思います。これは排出者の意識、それから発生形態も違います。特に東京都は商業施設、オフィスが多いという特徴を持っておりますので、そういう一般廃棄物の特徴に合わせた施策を何か考えていらっしゃるのでしょうか。

それから、産業廃棄物も建設系のものとそれ以外のものとは発生形態、内容もかなり違いますので、このような廃棄物の種類の発生源別というのですか、特性に合わせた施策を何か考えていらっしゃるのかということについても伺いたいと思います。

○田中会長 ありがとうございます。

事務局から何かございますか。

○古澤資源循環推進専門課長 私のほうから、今の御指摘の点について御説明をさせていただきます。

今日の資料の中には直接は入れていないのですが、委員の皆様のお手元に「東京都『持続可能な資源利用』に向けた取組方針」ということで、環境基本計画なりと一緒にお配りさせていただいております。これは既に3月に発表したものでございまして、東京都のウェブサイトでご公表しております。

こちらの中で「『持続可能な資源利用』に向けた取組方針」ということで、サプライチェーン全体を視野に入れて、要は、資源供給の上流にさかのぼった視点も含めた施策ということで、全体の持続可能な資源利用についての取組方針ということで取りまとめたものでございます。

大きな考え方だけかいつまんで御説明いたしますと、5ページで「持続可能な資源利用」に向けて「2 東京が目指す姿と3つの柱」ということで記載をしております。「持続可能な資源利用」と一言で言っておりますが、私どもは施策の方向性といたしましては「3つの柱」と3月の段階では整理をしております。

1つ目が「資源ロスの削減の促進」でございます。こちらはもちろん廃棄物のリユースという観点ですが、東京が使っている、消費している資源の上流でやはり資源の採取の段

階でいろいろな問題が生じているということもしっかり考慮に入れた上で、資源ロスの削減を促進していこうというのが1つ目でございます。

2つ目は「エコマテリアルの利用の促進」と掲げさせていただきました。この部分は、廃棄物のリサイクルという観点で再生資源の利用ということもあるのですが、それ以外の観点も含めて、低炭素で自然共生型のエコマテリアルの利用を推進していくという観点も資源の政策としては大変重要だと考えております。

さらに「廃棄物の循環利用の更なる促進」ももちろん大変重要なところでございますので、今、先生から御指摘がありました東京の場合には、一般廃棄物の中で特に事業系の廃棄物の問題が量自体もかなり大きなシェアを占めているという状況にございますので、事業系廃棄物のリサイクルの新しいルールづくりとか、区市町村の皆さんとも御相談をしながら、そういった方向の議論を進めていきたいと考えております。

そういった方向で、事業系一般廃棄物の問題も含めて、こちらの「持続可能な資源利用」という取組方針の中で幾つかの方向性を出させていただきます。

ただ、まだまだ具体的な政策というところには至っておりませんので、こちらでは大きな課題と取組の方向を掲げたというところに留まっておりますので、本審議会の中でさらに具体的な政策に向けた審議をお願いできればと考えております。

○田中会長 ほかに御質問ございますでしょうか。

米谷委員、お願いします。

○米谷委員 日建連の米谷でございます。

先ほどの御説明でこの資料4、資料5を拝見しまして、正直言いまして、やや違和感を感じております。

と申しますのも今、佐藤委員からも御指摘がありましたとおり、恐らく都内での廃棄物の発生量という意味では、やはり建設系の廃棄物がかなりの部分を占めているのではないかと感じております。そのデータも後で教えていただきたいと思っています。弁解するわけではございませんけれども、つくるものが大きい、解体する場合にも非常に多くの廃棄物が出るということで致し方のない面はあるということは御容赦いただきたいと思っております。

そうした中で、こちらの施策の実施状況というところで、私の見るところ、建設系の廃棄物に関するものが全く出てきていない。強いて言えば災害廃棄物の話ぐらいかなというところにやや違和感を感じておりまして、今回検討する計画の中では建設廃棄物にももう少し焦点をぜひ当てていただきたいという要望でございます。

以上です。

○田中会長 ありがとうございます。

辰巳委員、お願いします。

○辰巳委員 ありがとうございます。

廃棄物なもので私は一般家庭というものを見ているのですけれども、家庭から出す廃棄物の量を考えたときには、やはり買うときの物選びというのが非常に重要で、今回サプライチェーンの話が入っていたので、提供する事業者の側も結構縛られてくるとは思いますけれども、家庭だけではなくて、都もそうだと思いますし、事業者の方もそうなのですけれども、やはり購入というところが非常に重要なポイントにもなるとは思いますもので、そ

の視点をきちんと説明していかないと、どういうものを選べばいいかという具体性がないもので、具体的に選び方をわかるようにしていかないと廃棄物は減っていかないと気がしますもので、ぜひそのような目も入れていただきたいなと思っております。

○田中会長 ありがとうございます。要望ですね。

私のほうから確認させていただきたいのが、資料4で一般廃棄物が産業廃棄物に比べて目標達成していないというので、何とはなしに東京都は埋立処分量の削減では世界一ではないかなと。多摩の方は埋立はほぼゼロですよ。だから焼却灰が全部セメントになって有効利用されて、埋立処分量は今は2,000立米を割っている状況ですので、ほとんどゼロです。23区も可燃物は全部焼却して、一部は溶融してというので、埋立量はこれ以上減らせない状況かなと思うのですが、なぜ目標が達成していないのか、その辺をちょっとわかりやすく、こうだからというものが何かありますか。

○古澤資源循環推進専門課長 では、私の方で御説明をさせていただきます。

資料4をもう一度ご覧いただければと思います。

一般廃棄物についても産業廃棄物についても、このグラフをご覧くださいと、平成23年度で最終処分量が増加になっております。先ほども少し御説明をいたしました、ここは東日本大震災の影響があらわれたところでございます、産業廃棄物につきましては、上水スラッジがリサイクルされていたものが、放射性物質の関係で埋立処分せざるを得ないものが出てしまったということがございます。

それから一般廃棄物につきましては、これまで焼却灰の溶融によって焼却灰のリサイクルなりを推進してきたものが、エネルギーの電力需給が非常に逼迫をした中で溶融炉を止めると区市の方で選択をしたという状況もございます。

一般廃棄物の問題になりますと、田中会長から今お話もありましたとおり、現在、一般廃棄物の埋立処分量で残っておりますのは、特に区部の問題は御指摘のとおりだと思います。かつ区部の中でも焼却灰のリサイクルがうまく進んで来ていないというところが大きいかなと思っております。ただ、23区の方でも焼却灰のセメント原料化等の方策によるリサイクルの推進に現在入っているところがございますので、今後は、そういった方向も含めて焼却灰のリサイクルが大きな課題かなと考えております。

それから、産業廃棄物につきましては、先ほど建設廃棄物について御説明が不十分なところがありまして大変申し訳ございません。産業廃棄物の最終処分量を見ても、実は産業廃棄物の最終処分量全体の3分の2は建設系の廃棄物となっております。約50万トンが建設系の廃棄物と私どもの統計ではなっております。排出量全体からしても、産業廃棄物は実は上下水道から出るものが非常に多くなっているのですが、これは水分がかなりの量を占めるということで、最終処分になるとやはり建設系の廃棄物が大きな課題だと言えます。

私どももこれを非常に重視をしておるところでございます、先ほど少し御説明をいたしました「持続可能な資源利用に向けた取組方針」の中でも、特に建設系の廃棄物で、ここ数年で問題になっておりますのがコンクリートのリサイクルということで、コンクリートを破碎して、これまで道路の路盤材等でリサイクルをされてきたものが、路盤材の需要と排出量との需給がうまく合わずに、最終処分あるいはリサイクル自体が、円滑に進まないという事態が発生してきているということで、コンクリートのリサイクルも大きな課題

だということで、取組方針の中でも優先的に取り組む課題という形で整理をして取り組んでおるところでございます。

最終処分量の関係では、一般廃棄物、産業廃棄物、それぞれそういう状況でございます。

○田中会長 ありがとうございます。

官協委員、お願いします。

○宮協委員 資料5の「(2)適正処理の推進」の中で、水銀に関するところで質問と申しますか、今後の方向などを伺いたいと思って意見を言わせていただくのですが、蛍光ランプの件なのですが、水銀については東京都も昔からかなり細かく、例えば焼却炉の排ガス規制などにも水銀の自主基準を設けるぐらい丁寧にやられているかと思うのですが、区部の蛍光ランプの回収が26年段階でもまだ14区というのは、区の中で取組について難しい問題を抱えられているということなののでしょうか。それとも手続上の問題とかコストとか、そういう観点で回収が遅れているということなののでしょうか。もしわかれば、このあたりをお教えいただければと思います。

○小林計画課長 各区の状況についてつぶさに理由を聞いているわけではございませんが、例えばステーションの回収になりますと、例えば別車を走らせる際にどうしてもコストがかかってしまうということは漏れ聞こえております。ただ、水銀条約等々の絡みもあって、私どもは各区さんとお話をしながら、この問題についてはきちんと対応していきたいと今のところ考えてございます。

○田中会長 江尻委員、お願いします。

○江尻委員 江尻でございます。

東京都がさまざまな施策を展開しているということはおかねがね承知しておりましたが、今日お話いただきました中で、私が今後関心を持っていきたいなと思っているものの一つ、海岸漂着物対策がこれから市民の人たちが自分の暮らしを考えていくときのヒントになるのではないかなと思っております。

この漂着物に関しましては、海外から流れて来るものももちろんありますでしょうし、大きな災害が起きましたときに発生しましたものが海外に流れついてしまったという事例も既によく聞くところではございますけれども、やはり家庭のごみがどんな捨て方をすることによって、それが水によって、流れによって実は島や海岸に流れていってしまう、川にもたくさんたまってしまうというところを、いわゆるオール東京で考えていく一つの事例としてかなり使えるものではないかなと思っております。

漂着物に関しての調査だけということではなくて、いわゆる上流と言いますか、捨てる側のところをもう少し強調した施策の展開のようなものをできると大変いいのかなと思っております。

もう一点は、今、田中先生から多摩地域が埋立がゼロになったという話を伺いまして、私も多摩地域の住民としては大変うれしく誇りに思うところなのですが、実はゼロとはいえども不燃ごみに関しましては、まだまだこれからどのような施策を展開していかなければいけないのか、どう処理をしていくべきなのかというのは、各自治体も市民も、どうしていったら本当はいいのだろうかというところで大変大きな悩みを持っています。と言いますのは、不燃残渣をゼロにしまして、それも全てエコセメントの原料にしていくということが本当にいいのだろうかというところで、今、市民たちは大変悩んでいて、そ

の辺のところはまだまだ行政から説明をしてもらっていないという状況があります。

したがって、多摩地域は数字上は確かにゼロにはなっているのですが、情報を共有していったり、発信していったりすることが非常に重要なことになっていくと。23区、多摩地域、島と分けるのではなくて、東京一つというところで大きな施策が組んでいけて、大きなうねりのようなものができるといいなと期待しておりますので、よろしくお願いいたします。意見として申し上げました。

○田中会長 ありがとうございます。

計画課長。

○小林計画課長 江尻委員の御意見ということでございましたけれども、若干コメントと言いましょか、先ほど海岸漂着ごみの話がございましたけれども、私どもとしては、漂着だけではなくて、マイクロプラスチックの問題もございまして、今回レジ袋等々についても先ほど説明させていただいた「持続可能な資源の取組方針」の中でも触れてございます。ですから、この問題については、ぜひこの場で先生方の御意見を伺いたいなというところでございます。

それからもう一点、多摩の部分でございまして、委員おっしゃるとおり、当然焼却灰をコンクリートにするというのは対処療法の一つでしかなくて、では上流にさかのぼってどういうふうにしていくのか、それから東京が一つの地域として一丸となってという御指摘もございました。その点につきましては、現在、区市町村が同じテーブルについて、島しょの自治体にも参加していただいて、都が上で区市町村が下とか、そういう上下関係ではなくて、同じテーブルについてこれからどういうふうにしていきましょかということと検討を少しずつ進めていくところでございます。

従いまして、この審議会の中で各委員の先生方の意見を伺った上で、そういった会議にも反映させていければと思っているところでございます。

以上でございます。

○田中会長 ありがとうございます。

蟹江委員、お願いします。

○蟹江委員 ありがとうございます。

資料5に「(4) 計画に盛り込まれていない事項」と書いてありますけれども、私も今ぱっと見て、処理計画が盛り込まれていないことだと思うのですが、そういうことが起こったときにどうするかということは何らかの指針があるのかどうかということと、もし(4)の項目についてそういう指針があらかじめなかったとしたら、この対応をどういう根拠に基づいてやられたかということをお伺いしたいのですが。

○小林計画課長 災害関係の廃棄物につきましては、災害対策基本法ですとか、別の法律がございまして、東京都は「震災がれき処理マニュアル」というのを現在作ってございまして、どの地域で発生したときに周辺自治体との連携、それからこの処理マニュアルでは、処理の仕方を、まず発生直後から2週間、それから2週間たってからですから4週間、それから4週間以降という3つのフェーズに分けて対策のマニュアルを定めているところでございます。まさに先生の御指摘のとおり、今回これから御議論いただくのですが、廃棄物処理法の中にこの災害対策についてもこの計画に盛り込みなさいということで法改正が今進んでおりますので、後ほど議論をしていただかなければならないと思っております。

以上でございます。

○田中会長 計画に盛り込まれていないというのは、東京都の廃棄物処理計画に具体的には書かれていないという意味ですか。

○古澤資源循環推進専門課長 前回、御審議いただいたものを踏まえて、東京都が策定しております現在の東京都廃棄物処理計画には、この関係の文言が入っていないということでございます。それぞれ今の災害廃棄物につきましても、あるいは海岸漂着物につきましても、計画策定後に法律が施行になっておりますので、それを踏まえて対応はしてきているところなのですが、これまでの計画にはこれらの事項はなかったということでございます。

○田中会長 かとって、実際はいろいろなガイドラインなり法律に基づいて、対策はやっているわけですね。

○古澤資源循環推進専門課長 はい。

○田中会長 松野委員、お願いします。

○松野委員 先ほどの事務局の古澤さんの御説明で、産廃の3分の2が建築系の廃棄物、その中でもコンクリート、路盤材との需給ギャップが問題になっているというお話だったのですが、確かにこの数年のスパンといたしまして、そういった目の前の問題に対応していくことも重要だと思いますが、諮問のところで、サプライチェーンを鑑みたエコマテリアルの利用の促進というのを訴えるのであれば、エコマテリアルを促進して、100年と長い長期住宅をつくれればすぐには効果はあらわれなくても、結果として将来的にはじわじわと廃棄物が減っていくといった効果もあると思っておりますので、諮問のところで、安井先生もおっしゃったように「2030年は近過ぎるのではないか」ということで、エコマテリアルを訴えるのであれば、2050年とか少し長いスパンでの視点も入れていただきたいと思っております。

コメントでございます。

○齊藤資源循環推進部長 先ほどから、本来長期的な視点というと100年先を見据えたという御指摘をいただいておりますが、私どもも当初は100年、200年先という議論をしたのですが、余り長くなると非現実的な要素も出てくる可能性もあると考えおおむね30年ぐらいを目途にと書かせていただきました。これからもっと長い視点で御議論いただくこともお願いできればと考えております。よろしくお願いたします。

○田中会長 2030年ではなくて、これから30年あるいは35年というと2050年ですね。

○齊藤資源循環推進部長 はい。直接の諮問の趣旨が計画の改定ということですので、2020年という計画のスパンがありますが、長期的な視点を踏まえて御議論いただければと考えております。

○田中会長 はい、安井委員。

○安井委員 そういうこととも絡むのですけれども、先ほど一般廃棄物の最終処分量の目標が達成できない云々という話があったのでございますけれども、また、会長がおっしゃっていたように、多摩地域と23区というのはやはり最終処分量が量的に全く違うのですよね。当然最終処分地の余力にもよるのですが、23区の最終処分地の余力というか、残余年数というのは、いずれにしても、多分50年プラスマイナスちょっとぐらいですね。そのぐらいであろうと思っております、やはりそれぐらいは視野に入れたいかなというのが、先ほどからの一つの発想でございます。

それを考えると、結構厳しい話があって、先ほどの焼却灰の有効利用が止まっているとかそういう話がありますけれども、これあたりを決めるのは一体誰なのだという話になりますと、今、結局、東京という地域が持っている廃棄物処理の三層構造で、この意思決定をどこがどうやるのかというところはどうも余りすっきりしないという非常に大きな問題があると思うのですよね。実を言うと、私自身は目黒区に住んでおりまして、その目黒区のごみ減量推進審議会の会長をやっているものですから、やはりそういう意思をどうやって決めたらいいのだろうか。皆様御存じだと思いますけれども、例えば容り法のプラごみの収集をちゃんとやって、それなりに容り法対応しているのが12区、残り11区はやっていないで可燃ごみに入れてそのまま焼却をしているという状況ですよね。それはやはりいろいろな事情があって、確かに全てやるのは無理という区もあるのですけれども、どちらかというと、やはり財政的な余力があるかどうか大きいかもしれないのですよね。そうなってくると、やはり区の事情で決めざるを得ない。

例えば、先ほどの多摩地区みたいな処理をしようと思うと、多分ごみの有料化が恐らく決定的な要因になる。やはりコストが上がりますから、多分そういうことをせざるを得ないのと思うのだけれども、ごみの有料化を決定するのはどうかといたら、多分今は23区がやるしかないのだけれども、ただ目黒区が勝手にやったとしても世田谷区とのバウンダリーはどうなのだろうかと考えると、1区でできるわけないのですよね。そういう状況があるのも、やはり東京都、一組、それから区というこの三重構造で、例えば23区が一致して決めなければいけないことが多数あるにもかかわらず、それができていないというのは非常に大きくて、ただ、これを区から吸い上げるのはほとんど不可能だろうと思うのですよね。やはり区にとってはある意味の自治権の侵害みたいなものを言われると、それと闘うのは非常に難しいので、そういう状況でありながら、例えば50年後の最終処分地がゼロになることを想定した議論をどうやってやるのだろうなという非常に根本的な疑問を感じながら私はここに座っているというのが現実なのです。

ですから、私は東京都がもっと指導力を発揮するしか方法がないと。要するにトップダウンで、これが東京都が持っている最終処分地の限界なのだから、とにかくそれに向けて各区でもっと努力しろと言うしかないと思うのだけれども、それが果たしてまたこの審議会で言えるのだろうか、そういうところが一つの大きな疑問であります。

○田中会長 はい、どうぞ

○齊藤資源循環推進部長 安井先生から今、厳しい御指摘をいただきましたが、先ほどから事務局の方で何度か申し上げておりますように、2020年を契機として、あるいは今後の資源循環を考えるときに、清掃事業の区移管からちょうど今年で15年という節目になりましたので、オール東京で進めていきたいと考えております。このため、昨年度末から都、区市町村、島しょ地域、皆同じテーブルについて、みんなで一緒に議論する共同検討の場を設けたところです。そういった区市町村の皆様との議論も同時並行で行われておりますので、そのことも御了承いただければと思っております。

○田中会長 ありがとうございます。

はい、どうぞ。

○金丸委員 チェーンストア協会の金丸でございます。どうぞよろしく申し上げます。

先ほど、辰巳委員とか江尻委員の方からお話がありました購入のときや捨てるときの視

点というのはとても大事だと思います。私たちは流通業界の代表であり、消費者に一番近いところにいる事業者だと思っておりますので、そういうところを議論できれば、積極的に参画していきたいと思っております。

先ほど、レジ袋の話も事務局のほうから少し出たのですけれども、行政と一緒にやらせていただくという取組については、事業者だけでやるとなかなか厳しいところが正直ありまして、ぜひ期待しております。

もう一つ、説明の中にはなかったのですけれども、フードバンクという考え方は非常にいい考え方でもあり、非常に賛同しているのですけれども、実際、具体的にそれを進めるとなると、私たちが提供した食品がどうなっていくかということがきちんと確認できないと、ただ単純にバンクに預けただけではなかなか進まないところがあります。ほかの事業者の方といろいろお話をしても、実際に進めるとなるとお勧めできないところがあると聞いていますので、何か良い事例をつくっていただいたりすると進むのではないかと考えております。

どうぞよろしくお願いいたします。

○田中会長 ありがとうございます。

杉山委員、お願いします。

○杉山委員 1点お聞きしたいと思えます。

東京都と他の自治体との連携ということでお聞きしたいと思えます。先ほども東京都と都内の区市町村との平場でのお話がいろいろ進んでいるということをお大変興味深く伺いました。

東京都の外の自治体とはどうなっているかということをお情報として少し教えていただきたいと思えました。

8ページの〈食品廃棄物の廃棄の抑制〉のところにお、九都県市で「外食事業者等と連携し、食べきりを推奨」と載っておりますが、例えば災害廃棄物の問題などを考えますと、それが神奈川県なのか、川崎市なのか、具体的なことはわかりませんが、そういう東京都の外の自治体とのさまざまな連携ということをお当然今やっぺらっしやると思えますので、そのあたりの情報を教えていただければと思ひまして、御質問いたします。

よろしくお願ひいたします。

○田中会長 では、事務局お願ひいたします。

○小林計画課長 今、周辺自治体との連携について御質問がございましたけれども、まず周辺という考え方ですと、九都県市と言ひまして、ホームページもその九都県市で合同して作っているのですけれども、廃棄物でもそうですし、災害ですとか、そもそも首長が集まる首脳会議というのが九都県市ござひまして、その中で各重要課題について、地域を越えるような広域的な課題について検討しなさいということでお知事会から御下命があつて、部会ですとかワーキングをつくつて色々やっています。

例えば今、災害等々のお話をさせていただきましたけれども、東京都の地域防災計画では、まず、発災後東京都の力だけで解決できない、甚大な災害については当然周辺の県も多分被災していると思ひますので、こうした場合については、九都県市で連携をしてということで、例えば物資の供給ですとか、九都県市で連携してやりましようという協定を結ぶなどしてしています。話は戻りますけれども、廃棄物についても同様な取組ですし、

定期的に九都県市が集まって、年ごとに幹事県、幹事市が持ちまわりで決まっています、そういった中で共通の話題について、特に産業廃棄物については都道府県行政でございますので見解が近県と違わないようにということで、こういった具体的な問題について検討して、事業者さんへの指導はこうしましょうとか、そんな調整をしながら進めているところでございます。

少し分かりにくかったかもしれませんが。

○田中会長 ほかにいかがでしょうか。

安井委員から問題提起がありました最適化ですね。東京都全体の廃棄物の最適な処理のあるべき姿というものが、こういうところで議論されるべきではないかなと思います。

それで、災害廃棄物の処理と考えると、もう少し広い、関東全域でトータルのマネジメントをどうするかという話になるでしょうし、埋立処分ということになると、多摩と区と両方合わせて、片方はゆとりがあるのに片方はないというので、解を見つけるために非常に厳しい状況でやっていますよね。だから、産業廃棄物は産業廃棄物で一廃とは一緒に処分はやらないということを前提にしている。そういう中で、もう少しグローバルな最適解・オプティマイゼーションという議論をして、少し障壁を取り除くことができる、できないという話になると思うのです。有料化の話だったら1区だけではできないけれども、23区全体でやればあり得るけれども、それを一つ一つの行政体の中で決めたのが隣とは全然別な計画だったりする。一廃と産廃も一緒に処理できないかという質問は常にあるのですけれども、そういうものも焼却だったら同じようなものは一緒に燃やすとかということで施設が整備された場合には、その施設を最大限に有効活用できる。施設の無駄もなくすような運用です。そういうものが、イギリスとはよく比較されますけれども、100%の稼働率を目指してやって、焼却施設については日本は50%の稼働率、東京都はもっと高いですけれども約70%の稼働率なのです。だから、日本全体では日量9万トンしかない可燃物を日量18万トンの施設整備ができていてというので稼働率は5割ですけれども、日本全体のオプティマイゼーションは国が考えるのでしょうかけれども、東京都はせめてこういう東京都の廃棄物審議会でも議論してどこに問題があるか。それを解決するためにどういう工夫ができるかということが議論できればいいかなと思います。

というので、最適解というのをみんなでイメージして、共通認識ができればそれに向けて具体的な方策を提案する。スーパーエコタウンでも、各企業体は廃棄物を処理能力目いっぱい確保するのが最大の課題ですけれども、いろいろな障壁がある。それから、一般廃棄物だったらそれぞれ市町村の中で、自分のところのごみ処理をやる施設を整備して、実際は、あるところは人口減少してごみの量が減って、ほとんど6割ぐらいしか稼働していないにもかかわらず隣は新しい焼却施設をつくっているということが起こっています。

というので、広域化というのは望ましい方向なのですけれども、日本全体でなかなか進まないの、道州制みたいなものが進めば後押しになるのですけれども。

というので、オプティマイゼーション、最適な廃棄物処理システム、国際的にはサステイナブル・ウェイスト・マネジメントシステム、持続可能なおみ処理と言っています。埋立処分場がなくなって、お手上げだということがないようにするためにはどういう埋立の確保のあり方とか、あるいは中間処理のあり方とかということで、イギリスの最近の埋立に対する政策としては、可燃ごみ、有機物の埋立に関しては、非常に大きな埋立税というの

を取っているのです。そうすると、焼却の方が経済的に有利なので、生ごみの埋立がゼロになった。可燃ごみを埋立するというのは経済的には合わないというので、浸出液の処理を30年、50年やらなければならないということになると、その分は埋立から排除しようというので、ヨーロッパ、特にイギリスでは埋立税が1トン当たり1万5,000円とか、日本では、埋立税は1トン当たり1,000円が相場ですよ。そういう方策も埋立を減らすための一つの手段ですね。

ということで、埋立40何万トンという数字がどこから来たのか400万トンぐらいの廃棄物に対して、ここに出ている目標値25万トンという数字がどこから出ているのか、それが最適な処理につながるのか。ドイツで裁判になりましたけれども、リサイクル率を何%まで持っていくのだという目標があって、その根拠はというのを争った裁判がありますけれども、手段にこういう数値目標を入れることが妥当なのかということも議論としてはありますね。

だから目的は、公衆衛生のレベルはこれ以上でないだめだというのは、健康上の理由から、有害物質のダイオキシンの排出基準が0.1ナノグラム以下だとかというのはあってもいいと思います。でも、手段のリサイクル率とか埋立率とかいうものの数字目標は、疑問に思っているのですけれども、一旦造った施設は最短で使い切るのが、一般には資本の有効利用としてはいいわけですが、日本の埋立処分場は物によっては数百年もちますという処分場がだんだん出てきましたよね。処分量をどんどん減らしたために分母がだんだん小さくなって、何年処分場がもちますかといったら、500年はもちますとかいって、それは三多摩の例ですが。ですから、こういうものも根本的に議論してもいいと思います。

ほかに何か御意見あるいは質問ございませんか。

はい、宮脇委員。

○宮脇委員 先ほど「将来的には2050年も」という安井先生の御意見などもございましたので1点。この趣旨の中に高齢化の話がございまして、実は私の身内などのこともあって、痴呆とかが始まりますと、まず分別排出できなくなるという問題がございまして、この2050年ぐらいになりますと、高齢者だけで単独でお住まいの方もこれからふえてくるということで、排出困難者ということを最近いろいろ考えているところがございまして。このあたりもこの審議会等で、今回できるかどうかは別としても、長期的な検討として分別を進めて資源循環の社会をつくるというのは非常に大事なことですけれども、これから分別を都民に義務づけて、都民にやってもらうというところをもちろん頑張っていかなければいけないのですが、これからできなくなってくる方々が増えてくることも念頭に置いた、廃棄物処理システムと書いてありますが、排出の部分のシステムなどのつくり方についても、私が含まれているメンバーですので考えなければいけないということも含めて、ぜひ検討の課題に入れていただければと思っております。

よろしく申し上げます。

○田中会長 事務局からどうぞ。

○齊藤資源循環推進部長 私ども東京の推計ですと、向こう10年ぐらいは人口は横ばいか微増ぐらいなのですけれども、その後は徐々に減っていった人口減少社会がこれから訪れます。そしてまた、既に超高齢社会に入っておりますので、今後の廃棄物のあり方、あるいは資源循環のあり方はまた大きく変わってくると思います。その点で、この50年、100

年という長いスパンをとると、ポリティカルな要素もありますけれども、広域化・効率化等いろいろな問題が出てくると思います。その点につきましても先生方からいろいろな御指摘、御意見いただければと思っております。

よろしく願いいたします。

○田中会長 高橋委員、お願いします。

○高橋委員 「検討事項のイメージ」の5ページを見ていただきたいと思います。

私は、東京都産業廃棄物協会の会長をやっております高橋でございます。日ごろ考えていること、この審議会に期待していることをちょっと述べさせていただきたいと思います。

この審議会では、持続可能な資源利用が大きなテーマとなっておりますが、そのためには、より効率的なリサイクルや資源の促進、廃棄物処理、リサイクル業におけるCO2排出削減の一層の推進を図る必要があるのではないかと思っております。

私は、産業廃棄物の観点からちょっと述べさせていただきます。

そのためには、法律というか、東京ルールを新たにつくっていただきたい。その辺のところを述べさせていただきたいと思います。

まずは、私どもはリサイクルをやっていくには、どうしても選別というのは必要なのですね。選別なくして、持続可能な資源循環になかなかつなげていかない。そういうことでは、佐藤先生もここにおられますが、選別の許可をぜひ認めていただきたい。また、先ほどの震災廃棄物では、ようやく震災廃棄物に限り再委託とかを認めていただきましたが、通常の間業が業をやっています中間処理でも再委託を認めていただかないと、いわゆる持続可能な資源利用につながっていかないというのが我々が肌で感じているところでございます。

もう一つは、現在の制度では、処理業者がCO2削減のため、例えば木くずからチップを製造しても、製造段階ではCO2の削減にはカウントしていただけないのですね。それで、それを使用したところが削減になる。ですから、我々は化石燃料をつくっているのですが、化石燃料をつくっているところはCO2削減になっていない。ですから、利用するところと製造段階と何か良好な関係をつくっていただければ、いわゆるウィン・ウィンの関係をつくっていただければ、もっとその辺がよくなるのかなと。

そして、現在、廃棄物処理計画に非常災害時の廃棄物の処理の実施について、必要な事項を追加すべきとする処理の法改正案が国会に上程されていますが、産業廃棄物処理施設が災害廃棄物処理に十分発揮できるような配慮をお願いしたい。そして、私どもは現在、再生砕石の利用促進に向けて、環境局さんには大変な御協力もいただいておりますが、首都圏の産業廃棄物協会が連携して取り組みを行っているところでございます。しかし、再生砕石に限らず、先ほどから出ていますが、より広い循環利用を具体的に促進していくための近県との協力した取組について提言していただければと思うところでございます。

以上です。

○田中会長 ありがとうございます。

現状が選別施設の許可がなかなか出ないということと、それから再委託は認められないというのが問題だと。それから、再生可能なエネルギーをつくる製造側が、カウントされないのが問題だと。

再生可能なエネルギーのことですよね。チップ。

○高橋委員 我々のところは再生燃料をつくっているのですが、いわゆるチップとか焼却物とかを我々のところでは作っているのです。作っているところはCO2削減にならないのですね。それを持って行って使用したところがCO2削減にカウントされる。ですから、我々のところもCO2まではいかなくても、何か仕組みとか、システムが別な発想を持って、何かそういうところを持っていったところと良好な関係になれば、もう少しリサイクルも資源利用も進むのではないかと考えております。

○田中会長 バイオマスの木材チップをつくっている。

○高橋委員 チップとか、あとは燃料ですね。燃料を使ったところ。

○田中会長 RDFとか。

○高橋委員 普通の焼却なのですけれども、その燃料を使うところは、その廃棄物を使って熱利用しているわけです。我々は熱利用するための材料を作っているわけですね。つくっているところにはCO2削減がカウントされない。ですから、化石燃料という解釈をさせていますが、その辺のところも考慮していただければなど。

4年前の震災廃棄物、スーパーエコタウンでも、我々もお手伝いさせてもらったのですが、災害廃棄物に対して今検討をなさっているようですが、我々処理業者がもっと協力できるような仕組みをつくるよう検討に加えていただければと思っていますところ。

それと、せっかくいいことですから、近県とこの辺は、先ほど九都県市の話が出ていましたけれども、東京都が取り組んでいる持続可能な資源利用を近県ともすり合わせしながらやっていただければなどと思っていますところ。

○田中会長 はい、わかりました。

化石燃料代替品をつくっている、こういう理解でいいですか。

○高橋委員 はい。

○田中会長 では、大体時間もまいりました。

はい、戸部委員。

○戸部委員 手前どもは、東京都リサイクル事業協会と言いまして、いわゆる古紙ですとか、びんですとか、缶ですとか、ペットボトル、こういう分別回収事業にかかわっております。特に紙の場合には、持ち去り行為というものが非常に行われまして、3割ぐらい持ち去られているよと。区によっては、70%を持ち去られているところがあります。持ち去り防止については都の皆さんといろいろとお話をし、また御協力をいただいて、警察関係の御協力をいただいて、どうかこのところで条例等の対策が講じられてまいりました。

当初、分別回収が始まった頃はこういう問題が起こると考えていなかった。けれども、資源の価格が上がってくると、どんどん持ち去られていってしまう。こういう問題をやはり審議会の中でも一部取り上げておいていただかないとならないかなと思っています。

それともう一つ、分別回収は資源業者のみが大体仕事を行ってまいりました。ところが、だんだん異業種の方たちが入ってくる、これは当然のことだと思えますし、ごみ減という観点の中からやはり今まで埋立てられていたものを分別しなければならぬということで、異業種の方も入ってこられたということなのですね。当然、そこには競争という原理が働いてきます。これは当然のことであるのですが、それ以外に資源の価格が上がってきますと、いわゆる古紙問屋が古紙メーカーに納めるよりも高い金額で入札される。入札されたものはどこに行くのかというと、高値取り引きされる海外へ流れていってしまうという問

題があります。そうなってきますと、資源を扱っている業界が右往左往する状況に陥ってきます。国内の静脈インフラを強固にするための調整をするなり、何なりをしないとならないと思います。

だけれども、実際には市町村にしましても、財政関係からいきますと、いやそれは高く売れるのだったらそちらで売った方がいいだろうということになるわけですね。この資源業界は、集団回収をはじめ小さな末端の仕事をやることによって資源リサイクルを支えてきたわけですね。もし、これが消えてしまうと、勢いまた、そこにお金をかけて行政が関与する形になってくると思います。ですから、この資源業界をいかにうまく生かしながら、循環型の社会に持っていくかということは非常に大切なことではないかと思えます。

今、商店街が疲弊してしまい、ほとんどの方がスーパーに買いに行きます。でも、その商品の販売ということだけで見るのではなくて今、介護にお金がかかるようになってきました。時代を30年さかのぼってみますと、商店街がまだ元気なころは、その家のおじいちゃん、おばあちゃん、みんなその商店の中にいたわけです。そして、仕事の合間にその高齢の方たちをその御主人なり奥さんが見ていた。ですから、費用はかかっていたのではありませんかと思えます。これを資源業界に置きかえていきますと、集団回収はごくわずかな部分だからなくてもいいのではないかと捉えていきますと、結果として社会的に非常に大きなお金がかかってくると思えます。

かつては、みんな中央防波堤に持って行って捨てていたのです。それを何とかしなければいけないということで、資源化するのにお金をかけて集める。これは経済成長ではないのですけれども、それまではお金は一切かけずに循環していたわけです。末端の回収機構はやはり残しておかなければいけない。入札で大手が全部巻き上げて行ってしまい、末端の回収機構が疲弊すると最終的には行政がまたその部分を面倒みなければならないという形になります。ペットボトルもそうなのですけれども、容器包装リサイクル法ができて、入札でそれぞれとられていきます。確かにそれは合理的なことなのかもしれませんが、一旦価格が下がると誰もそれをとりにいかないということがここ何回か起こっております。リサイクルは経済の中で営まれており末端の回収機構がなくなってしまうといいのだということにはならないと思えます。審議会の中ではその辺も踏まえてお願いしたいと思えます。

○田中会長 ありがとうございます。

それでは、米谷さん。

○米谷委員 ありがとうございます。

私の方から、建設系の廃棄物の関係でお願いをしたいと思っております。

建設系の廃棄物、リサイクルが進んだと書いてはいただいておりますけれども、先ほどお話がありましたように、コンクリートがら、あるいは今、建設汚泥についても非常に大きな問題になっております。海洋投入を神奈川で2社がやっていたのですけれども、それが恐らくできない方向になっていくということで、都内で大量に発生している建設汚泥について行き場がなくなるということが想定されております。

そういったもののリサイクルが今一歩進まない理由として、どういう性状になれば資材としてちゃんと使えるのかというところの基準が明確になっていないというところで、利用者側、つまりところは、我々から見れば、建物を建てる発注者側がやはり廃棄物由来を

使うことについて非常に慎重な態度になってしまうというところが、リサイクルを進める上での非常に大きなネックになっております。

そういった中で、先ほど来エコマテリアルという言葉が出ておりますけれども、東京都さんでグリーン購入ガイドラインというものが策定されていらっしゃるけれども、残念ながらこの中に建設資材が一切入っていないかと思えます。もし、誤解でしたら申しわけございません。

建設廃棄物由来で建設資材として使えるもの、こういうものであればちゃんと使える、できることであれば、この施設から出てくるものであれば、というところまで認定していただく形をとっていただくと、そこまでオーソライズされれば発注者さんとしても「それだったら使おうか」という前向きな気持ちになるところもあるかと思えます。

例えば、高橋社長のところでも、恐らく選別した砂など、そういったものがこの施設から出るものであればちゃんと使えるという認定をしていただければ心強いのではないかと思います。そういった制度も御検討をぜひいただきたいと思えます。

以上です。

○田中会長 ありがとうございます。

蟹江委員、お願いします。

○蟹江委員 ちょっと今の話と話がずれるかもしれないのですが、恐らくこれで次の議題にいきそうな感じだったので一言言っておきたいなと思ったのですが、資料3の諮問の趣旨のところ、国連のポスト・ミレニアム開発目標について少し触れられているのですが、私は今、この関係の研究をしているので情報共有という形でお話ししておきたいなと思うのですが、先ほども東京でやるのが世界の見本になるような、世界にも発信できるようなというお話がありましたけれども、今ちょうど、今年9月の国連の総会で決まる方向でミレニアム開発目標の次の目標として、持続可能開発目標というものが議論されていて、その中で、ここに書かれているような資源循環であるとか、持続可能な消費生産ということが非常に重要な柱になってきています。

これは多分国連で決まってくると、今の議論の流れでは、国レベルでの持続可能な開発目標を作ったりとか、自治体レベルでの目標を作ったりとかということが推奨されるという方向になってきつつあります。

ちょうど目標年限が2030年をターゲットにしている、部分的にはかなり具体的な数値目標も含まれるということです。ちょうどこの審議の期間が、国連の持続可能な開発目標ができて、その実施に移っていくというところとかなりオーバーラップしていくと思えますので、この辺の動きはぜひ眺めながら、この国連の目標を積極的に達成していくという形で書かれると、世界的にも非常にアピールできるのではないかなと思えますし、先ほど資料として触れられた「持続可能な資源利用に向けた取組方針」の中でも、オリンピックの中でも特にこの持続可能な開発目標の推進を一つの重要なドライバーにしていきたいと書いてありますので、そういう意味でも、その関連というのをぜひ意識して議論するような枠組みにしていいただければなと思っております。

一つの意見です。

○田中会長 いろいろ御注意、御意見いただきまして、ありがとうございます。

予定の時間を大体過ぎたので、この辺でいいでしょうか。

東京都廃棄物処理計画の改定についての諮問でございます。この計画は、法定計画でもあると同時に、持続可能な資源利用にかかわる大きな視点からも検討していくことが必要であると思います。

そのために、この諮問については、2つの部会をつくって進めたいと。廃棄物処理計画ということですので「廃棄物部会」と「資源循環部会」を設置して、課題の整理と集中的な検討、議論をしていただきたいと思います。

部会それぞれでの審議結果を審議会で全体報告していただいて、審議会としての結論をまとめるようにしたいと思います。

という進め方でいいでしょうか。

(委員首肯)

○田中会長 それでは、よろしければ審議会の要綱の第7条の第3項によりまして「部会長及び部会の委員につきましては、会長が指名」とありますので、私から指名をさせていただきますと思います。次の方々に部会の委員になっていただきたいと思います。

廃棄物部会については、私と江尻委員、佐藤委員、杉山委員、宮脇委員の5名でお願いしたいと思います。

資源循環部会については、蟹江委員、辰巳委員、橋本委員、松野委員、斉藤委員、安井委員の6名でお願いしたいと思います。

部会長につきましては、廃棄物部会は私が部会長を兼任、資源循環部会については安井委員にお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

(委員首肯)

○田中会長 ありがとうございます。

それでは、部会の皆さん、よろしくお願いしたいと思います。

審議スケジュールについて事務局から予定を説明していただきたいと思います。

○斉藤資源循環推進部長 お手数ですが、資料12ページの資料6をごらんいただきたいと存じます。

審議期間についてですが、来月以降、ただいま先生からお話ございました部会での御審議をいただいて、おおむね11月ごろまでに中間の取りまとめをいただきたいと考えております。ここにも「提案募集」という形で書かせていただいておりますけれども、この間いろいろな形で、広くオープンに外部の方から提案を募っていきたいと考えております。

また、中間のまとめの後、パブリックコメントを募集した上でさらに御審議をいただきまして、今年度の1月ごろに最終的な答申を頂戴できればと考えております。

大変厳しいスケジュールかと思いますが、幅広い観点から、またいろいろな観点から御指摘をいただき、また、御議論いただければと思っております。

よろしくお願いを申し上げます。

○田中会長 そのようなスケジュールに向けて、2つの部会を設置して審議を進めていただきたいと思います。

事務局からほかに連絡事項がございましたら、お願いします。

○小林計画課長 第1回の部会、「廃棄物部会」「資源循環部会」の日程でございますけれども、7月に開催をお願いしたいと考えてございます。

日程及び開催場所などの詳細につきましては、各部会委員の皆様と調整の上、御連絡さ

せていただきたいと思います。

また、総会につきましては、次回おおむね11月ごろを予定してございます。こちら調整の上、決定次第お知らせをさせていただきますと考えてございます。

なお、本日机前に配付をさせていただきました冊子等の資料につきましては、そのまま置いていただければ、こちらで保管いたしまして、次回以降の会合で机前に準備いたします。必要に応じてお持ちいただいても構いません。よろしくお願いいたします。

○田中会長 ありがとうございます。

ほかに全体を通して何か御意見、御質問がございますでしょうか。

特になければ、今日の審議会を閉会させていただきます。

今日はどうもありがとうございました。